教育行政報告資料

議会報告

令和８年第３回京田辺市議会定例会

１．令和８年９月８日・９日・１０日開催	本会議一般質問	Ｐ．１ ～ Ｐ．７
２．令和８年９月１６日開催	文教福祉常任委員会	Ｐ．８ ～ Ｐ．１４

令和８年第３回京田辺市議会定例会　一般質問　質疑・答弁

質疑		答弁	
質問者	内容	答弁者	内容
国重 昂平（自民一新会）	熊本地震では、大型ショッピングセンターでの爆発事故の発生原因は、報道ベースでは、ガスが蔓延し、爆発を誘引したのではないかとのことである。市内２つの小中学校でＬＰガスでの空調設備を導入したが、市の対応について問う。	教育部長	小中学校の体育館空調設備については、災害対応力の優位性を考慮し、児童生徒との動線交錯がほとんどなくガス補充が可能となる三山木小学校及び田辺東小学校の２校においてＬＰガス方式で整備した。両校とも、建築設備耐震設計・施工指針に基づく必要な耐震措置を講じるとともに、ガス流量が設定値以上となった場合にガスを自動的に遮断する安全装置を備えている。なお、今回の事故を受け、日常の施設管理業者と各学校に対し、平常時の点検と災害時における児童生徒の安全確保、設備の安全確認の徹底を改めて依頼したところである。
岡本　亮一（日本共産党京田辺市議会議員団）	国の学校給食費の抜本的な負担軽減により小学校給食費の保護者負担は軽減されたものの、完全無償化には至っておらず一定の保護者負担が残っている。この状況に対する本市の対応および課題について問う。 小学校給食費の完全無償化に向けた本市の見解を問う。 中学校給食費の無償化を求める。	教育部長	小学校給食費については、国が定めた基準額を最大限活用した食材調達により、令和８年度当初から保護者負担の軽減に努めている。 中学校給食費では、食材費の高騰などによる給食単価の上昇分について国の交付金を活用することなどにより、保護者負担を増やさないように努めている。 なお、限られた財源の中で、保護者にも負担を求めることにより、給食の質や栄養バランスを維持し、持続可能で安定した学校給食を提供できるものと考

			えている。
南部登志子 （無会派）	市内在住外国人が増加する中、市立学校に通う外国人児童や生徒も増加している 。学校給食のメニューに世界各地の料理を取り入れ、その国の食文化を学ぶことで、異文化理解が進むと考えるが、教育委員会の認識を問う。	教育部長	学校給食における世界各地の料理については、児童生徒が世界の多様な食文化に触れ、食への興味や国際理解を深めるという観点から、食育の一環として取り入れることは意義があるものと考える。そのため、過去に２年間で小中学校あわせて１２か国、４９種類にわたり、世界各地の料理を給食に取り入れるとともに、校内放送や学校掲示板を通じて、その料理の由来や背景にある食文化についても児童生徒に伝え、多様な食文化への理解を深めるきっかけづくりに取り組んでいる。
吉高裕佳子 （無会派）	令和７年度に、学校における働き方改革の更なる加速化と教師の処遇改善を一体的に図ることを目的として、教員給与特別措置法が改正された。それにより、各教育委員会は業務量管理・健康確保措置実施に関する計画の策定、公表が義務付けられたが、本市はどのようにして、より良い労働環境の実現を目指す計画にするのか。 本市では、令和６年に教職員の健康管理体制の強化のため、長時間労働者や高ストレス者に対して面接指導を行う健康管理医を配置したが、その効果は。	教育部長	教職員の労働環境の改善については、本市では令和２年４月に業務量の適切な管理等に関する規則及び勤務時間の上限に関する方針を定め、勤務時間の上限管理と客観的な把握を行っている。また、健康管理医については、令和６年度から、産業医を設置していない小中学校において、学校医への委嘱により全１０校に設置した。令和６年度は延べ１６名、令和７年度は延べ６名に面接指導を行い、学校からの報告では、面接指導を受けた教職員には、心理的負担の軽減が見られた。その上で、教員給与特別措置法の改正に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画については、本年度中の策定に向けて、京都府や近隣市町村の策定状況を調査し、本市において重

			点的に取り組むべき内容を検討している。
吉高裕佳子（無会派）	教職員が日々の休憩がほぼ取れていない状態が全国でも課題となっている。本市では、休憩時間の確保や実態の把握をどのようにして行い、改善に繋げているのか。	教育部長	本市では、各学校において４月当初に教職員の休憩時間を割り振りし、その時間に会議等をしないなど、各教職員が休憩を取りやすいよう取り組んでいる。また、教育委員会による学校訪問や、管理職へのヒアリングなどを通じ、個々の教職員が感じている負担感や休憩時間の取得状況、職場環境の把握に努めている。今後も、様々な機会を通じて各学校における実態を把握することにより、業務改善を含めたより良い労働環境の構築に繋げたい。
吉高裕佳子（無会派）	近年、子どもや学校の直面する課題の多様化・複雑化が進んでいるため、法務の専門家（スクールロイヤー）を導入する市町村も増えており、その必要性が改めて認識されている。本市でもいじめや不登校、保護者とのトラブル、学校事故などの課題に迅速かつ的確に対応するため、スクールロイヤーの法的な助言が必要であると考えるが、市の見解は。	教育部長	本市においては、教職員の負担を軽減するとともに、児童生徒にとって最善の利益を確保し、法的根拠に基づいた早期解決を図るため、事案に応じて市の顧問弁護士に法的助言を得られるよう、事務局を含めた相談体制をとっている。
吉高裕佳子（無会派）	文部科学省は、保護者の負担軽減の観点から「学校教育に係る保護者の負担軽減プロジェクトチーム」を設置し、その取組を全国に広げるとしている。保護者の負担軽減と併せて環境保護の観点からも、教材を学校の備品として整備する、学校指定品を見直す、制服や教材の再利用を進めるなどの具体的な	教育部長	学校指定品の見直しについては、随時行っている。また、再利用については、リユース品の管理体制の構築、利用者のプライバシー保護の懸念があることから、今後、他自治体の先進事例なども調査したい。教材の備品化・共同利用については、保護者負担の軽減や環境負荷低減の観点から有効な取組と考えら

	取組が本市でも必要ではないかと考えるが、市の見解は。		れる一方で、教材の使用に伴う劣化、損傷管理が生じることに加え、備品として購入するには相応の初期投資が必要になる。そのため、継続的な維持管理や財源確保などの課題があり、現時点では、困難であると考える。
次田　典子 （無会派）	京都府教育委員会が現在までに２度開催した「多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議」の現段階での方向性と今後の課題について市の見解を問う。 内閣府の「子どもの貧困対策に関する大綱」や文部科学省の「養育振興基本計画」で行政の責務あるいは努力義務とされている「夜間中学あるいは夜間中学の設置」という文言が京田辺市の教育大綱では一切触れられていない。市の真意はどこにあるのか。	教育部長	去る７月２３日に開催された「第２回多様な学習機会の確保のあり方についての検討会議」では、外国人の方への支援のあり方についてをテーマとして協議された。各委員からは、近年増加している外国につながりのある方の状況や地域性、抱えている課題に対しての教育の役割などについて意見が出されたものと認識している。また、定時制高校への接続・連携も検討して、外国人のみならず、学び直しの場を必要とする方へのニーズを考慮した設置場所など、府がコーディネートする役割を担って進めていただきたいという見解でまとめられたことは、本市が主張してきたものと一致していると考えている。なお、教育大綱は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の理念、方向性を定められたものであると、教育委員会としては認識している。
次田　典子 （無会派）	女子トイレの数や男子トイレの個室の少なさへの対応、さらには多目的トイレを増やす必要があると考える。教育委員会の認識を問う。	教育部長	小中学校のトイレについては、安心して利用できる環境整備が重要であると認識しており、新しい学校づくりプラン及び学校施設長寿命化計画に基づ

			き、トイレのリニューアルを計画的に進めることとしている。リニューアルに当たっては、洋式化、床の乾式化等を進めるとともに、施設の状況、学校からの意見等を踏まえ、トイレの構成や配置についても検討し、より利用しやすいトイレ環境の整備に努めている。また、多目的トイレについては、これまでから必要とする児童生徒の状況に応じて整備を進めており、今後もトイレのリニューアルと合わせて、検討したい。なお、男子トイレは、小学校では５１１基中３６０基が、中学校では７６６基中５３０基が小便器であり、個室は男子トイレより女子トイレの方が多い状況である。
有田　幸平（日本維新の会）	令和６年度の導入以降、田辺中学校区および大住中学校区から、実際に本制度を利用して培良中学校へ入学した生徒数の具体的な推移（各年度の実数）を伺いたい 。 現在の流入実績に照らし、教育委員会が当初目指していた「生徒数の偏在解消」という目的は十分に達成できているか見解を問う。	教育部長	学校選択制度を活用し、田辺中学校区又は大住中学校区から培良中学校へ転入学した人数については、令和６年度は１年生２３名、３年生２名の計２５名、令和７年度は１年生２７名、３年生２名の計２９名、令和８年度は１年生３０名、２年生１名の計３１名。現在、培良中学校は、全学年で３学級編成となり、クラス替えや学級を超えた集団づくりなどが可能となったことから、制度の導入により、生徒数の偏在解消に一定の成果があったものと考える。
有田　幸平（日本維新の会）	導入から３年目を迎えた独自施策の進捗状況を伺いたい。また、相談体制の拡充による生徒の意識変化や、小規模校の強みを活かした教育効果について、	教育部長	培良中学校の特色化事業については、ＡＬＴの常駐配置などによる外国語教育と国際交流の環境整備、大学や市内企業と連携した理系教育・体験学習

	教育委員会の現在の評価を問う。		の充実、さらにはＩＣＴ教育の強化やe-sportsといった新しい取組を進めてきた。これらの取組が、生徒の豊かな学び・体験となり、確かな自己肯定感や社会性の育成につながっているものと評価している。また、スクールカウンセラーの配置時間の拡充など、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、小規模校の強みを生かし、教員が一人ひとりに寄り添うことで、生徒が安心して学校生活を送れているものと考えている。
有田　幸平（日本維新の会）	令和７年５月に策定された「京田辺市立学校の良好な教育環境の確保に向けた基本的な方針」を受け、学校選択制度の枠を超えた「通学区域（校区）の再編」や「小中一貫教育」の具体的な検討状況を問う。また、教育環境の最適化に向けた今後の実施スケジュールと方針を問う。	教育部長	通学区域の見直しや小中一貫教育の導入を含めた学校規模の適正化などの対策については、「京田辺市立学校の良好な教育環境の確保に向けた基本的な方針」に基づき、昨年度に策定した「京田辺市新しい学校づくりプラン」で、全ての市立学校で児童生徒数の減少が見込まれる令和１８年度以降の後期計画において、教育環境の最適化に向けた取組を示すこととしている。そのため、令和１７年度までの前期計画の間に、児童生徒数の推移等を注視しながら、検討したい。
早川由紀夫（日本維新の会）	感謝状の贈呈件数・実績や感謝状受領者からの反響はどうか。	教育部長	おおむね１０年以上にわたり学校安全ボランティアとして活動いただいた功績を令和６年度から贈呈の対象に加え、初年度は８１名、令和７年度は１８名の方々に、市教育委員会から感謝状を贈呈した。贈呈を受けられた方々からは「これまでの活動が評

			価され、嬉しく思う。」「今後の活動の励みになる。」などの好意的な感想をいただいたところである。
早川由紀夫（日本維新の会）	同じ一般質問で、大学生などに対する学校安全ボランティア活動への奨励を提案したが、現況はどうか。 新たな担い手を確保し、活動の裾野を広げる施策が必要と考えるが、今後の取組はどのように考えているのか。	教育部長	学校安全ボランティアの登録者数は減少傾向であるため、新たな担い手の確保に向けて、小学校を通じて学生への働きかけを重ねてきた。薪小学校では、同志社大学のアメリカンフットボール部員に令和４年度から毎年ご登録いただき、現在は９７名が交替で活動していただいている。また、田辺小学校では、ボランティア団体を通じて、同志社大学の学生３８名に今年度ご登録いただいた。現在、本市の学校安全ボランティアにご登録いただいている２８５名のうち約半数の１３４名が学生となっており、担い手の新たな層の開拓に加え、学生と児童との交流という教育的な意義も大きいものと考えている。今後も、地域の方々の自発的なご協力を大切にしながら、登録者の拡大と活動の充実に努めたい。

（文教福祉常任）委員会審議状況報告書

令和８年９月１６日（水）開催分　　部局等名（教育部）

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
	【補正予算審査】 **第５６号　令和８年度京田辺市一般会計補正予算（第２号）について**		
15:26～ 次田委員	３９ページの情報教育推進費について、情報システム等使用料減１３８千円の状況を詳しく説明してください。	学校教育課長	現在使用している校務支援システムについて、仮想化基盤サーバーとして利用しているクラウドサービスが令和８年度末で提供終了となるため、市役所庁舎の既存サーバーへ移行する経費を要求した。移行に伴ってクラウドサービスの使用料が１か月分不用となるため、減額するものである。
	【所管事務調査】 **（２）学校在校時における大規模災害発生時の児童生徒の安全確保と初動対応体制について**		
16:48～ 増富副委員長	まずは、委員会の意見をまとめたことについて聞かせてもらう。今しがた配布された資料は、精査する時間はないので、予定どおりの質問をする。 調査項目の１つ目は、「マニュアルの共通化と実効性」である。どんなに立派なマニュアルであっても、機能しなければ意味はない。教育委員会として各学校	総括指導主事	本市では、国や県のガイドラインを基本としつつ、学校危機管理マニュアルのひな型を教育委員会として作成し、市内の全小中学校へ示し、各学校において、このひな形をベースに、それぞれの実態に応じた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、組織的な危機管理体制を構築して

質　　問		回　　答	
質問者	内　　容	答弁者	内　　容
	のマニュアルが、現場の実態や教職員の配置、周辺等に、即したものとなっているのか。 　また、教職員の裁量と判断の迷いに対する支援である。マニュアルどおりにはいかない想定外の事態が発生した場合、校長や教職員が迷いなく、迅速に児童生徒の避難や安全確保の判断を下せるよう、教育委員会として、日常からどのようなケーススタディや研修を行っているのか。		いる。 　次にマニュアルの実効性であるが、各学校のマニュアルの点検については、指導主事訪問等の機会等を捉え、各学校で策定・更新されたマニュアルの提示を求めている。また、消防・防災計画を消防署に提出し、適切に作成されているか確認されている。検証は、各学校での避難訓練等を通じて行い、適宜確認及び修正を行っている。 　次に、非常時の裁量・判断については、実際の災害時では、一刻を争う中で、現場の校長や教職員が自ら判断を下さなければならない場面が多々生じる。各学校では、年に数回、防災訓練を行い、いざというときに、教職員や児童生徒が迷いなく、行動できるようにしている。 　学校によっては、想定外の内容も含んだ教職員訓練を行っている。これは、逃げ遅れた子どもの発生、避難経路が使えない、避難時に動けない児童生徒が発生し、けが人の複数発生と同時に複数の救急搬送の必要等の内容を事前に周知することなく訓練中に発生させ、その対応結果から、自校の防災体制について、見直しを図っている。こうした取組を市内の研修会にて報告、共有し、より実践的な訓練について研究を進めたいと考えている。

質　　問		回　　答	
質問者	内　　容	答弁者	内　　容
	調査項目の２つ目は、「迅速な安否確認と情報共有の仕組み」である。災害発生直後に最も重要となるのが、児童生徒や教職員の安否の早期把握と、それを速やかに教育委員会や関係部局へ共有するルートの確立であるが、どのようにされているのか。 特に通信のインフラが寸断された場合のバックアップ体制などについても聞きたい。	学校教育課長	災害時における各学校と教育委員会との連絡について答える。第一報は、電話による連絡を基本として、状況に応じてメールやＦＡＸによる連絡を想定している。保護者との連絡、児童生徒の所在・安否確認については、令和５年度から導入した学校・教育機関に特化した連絡網システムによる連絡を想定している。 本システムは、保護者がスマートフォンを利用して、学校からのお知らせの受信、学校からの簡易アンケートの回答、及び、学校への欠席連絡を主たる目的として導入した。学校においては、これらの機能を日常的に活用しており、全ての児童生徒の保護者に登録・利用してもらっている。 続いて、地震等の大規模災害発生時における学校と教育委員会との連絡手段について答える。現在、主回線として使用している光電話が、停電等により使用できない場合に備え、平成３０年度から、全ての市立小中学校において、アナログ電話回線と専用電話機を配備し、このアナログ電話回線を災害時優先通信として登録している。 この災害時優先通信は、災害発生時等に通信が混雑した場合においても、学校から教育委員会等へ発信する際、一般の電話より優先的に扱われるものである。

質　　問		回　　答	
質問者	内　　容	答弁者	内　　容
			また、各学校は指定避難所となっていることから、避難所用の通信手段として防災行政無線を配備している。この防災行政無線は、災害発生時に電話回線等が使用できない場合における、避難所と災害対策本部との通信手段として使用する。加えて、学校と教育委員会や学校間の通信手段としても活用できる。 災害発生時における学校と教育委員会等との連絡手段については、これらアナログ電話回線および防災行政無線によりバックアップ体制を確保している。
	最後に、調査項目の３つ目は、「引き渡しルールの周知と混乱防止」である。災害発生時に、どのようにして子どもたちを保護者へ引き渡していくのか。原則として、保護者が迎えに行くまでは学校で預かり、保護するのか、また、迎えに来られない場合はどうするのか。それを想定した対策について聞きたい。あと、不審者等への対策の安全管理を含めた引き渡しの確実性をどうするのか。 重複する部分もあるかもしれないが、大きく３点について聞きたい。	総括指導主事	引き渡しルールの周知であるが、各小学校では、災害発生時における対応について、年度初めに配布する防災関連のプリント等を通じて、保護者に事前確認してもらっている。また、災害時の各家庭の対応を明確にするため、学年下校（地域別下校）で帰宅させる、校区内の親族・知人宅へ帰宅させる、学校待機のいずれかの対応を決定し、子ども達と確認してもらった上で、「緊急連絡カード等」に記載し、学校に提出してもらうことで、学校と家庭の間での確実な情報共有に努めている。 次に、迎えに来られない場合と混乱防止については、原則として保護者が迎えに来るまでの間は、

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
			学校の安全な場所で児童生徒を責任持って保護・預かりを続ける。万が一、保護者の迎えが遅くなる場合は、学校等に備蓄している救給カレーを提供し、児童生徒の心身の安全と健康維持に努める体制を整えている。 混乱時における混雑緩和は、迎え時の混乱を避けるため、学年ごとに迎えの時間帯を設定し、連絡網システムや学校ホームページにて知らせる流れとしている。敷地内の混雑や混乱を防ぐため、校門から昇降口、引き渡し場所、そして退門に至るまでの動線を一方通行として明確に設定をするなどして、交錯による混乱を防止する計画を考えている。 最後に安全な引き渡しについて、病気やけがなどで児童生徒を保護者に引き渡すための本人確認のルールとしては、保護者本人であることを確実に確認した上で引き渡しを行っている。 災害時の引き渡しにあたっても、児童生徒の安全を最優先に守るため、保護者本人であることを確実に確認した上で引き渡すが基本となる。具体的には、保護者等の顔を子どもが確認する方法で引き渡すことがスムーズにできると考えている。また、引き渡しを行った児童生徒の名前を記録する。 災害時における対応については、連絡網システ

質　　問		回　　答	
質問者	内　　容	答弁者	内　　容
			ムなどで正しい情報や迎えにくる場合の動線の周知を保護者に伝え、児童生徒の安全と間違いない引き渡しのため、協力を得られるようにしていく。
17:01～ 次田委員	危険等発生時対処要領はいつ作られたものか。震度はどれくらいを想定しているのか。これは先生のマニュアルであるが、保護者や子どもとの共有はどうされているのか。下校時の時の対応が不安定な部分があるが、ＰＴＡ等に協力を求める可能性はあるのか。	総括指導主事	危機管理マニュアルは２００９年４月１日に全ての学校に作成義務があり、翌年度から実際の運用となった。震度は５弱以上を想定している。保護者には、「地震発生時における対応」というプリントを配布し、想定震度の発生時刻における自宅、通学中、在校中、下校時での対応を周知している。また、下校時は、連絡システムを活用して、地域委員の方に協力を求めることはある。教職員のマンパワーを用いて安全に帰宅できるようにしている。
〃	２００９年だと、だいぶ古い。早急に見直してほしい。今後は、大規模災害に豪雨もあると思うが、そういった点はいずれ聞かせてもらう。また、見直した上で、家庭との共有はお願いしたい。		
17:06～ 有田委員	今答弁してもらったのは災害の初期段階の話であるが、子どもを保護者へ引き渡した後の二次災害は想定されているのか。熊本地震でもあったように、教職	総括指導主事	子どもの命が最優先で、家庭へ送り届けることが使命である。そして、教職員の安全も重要であり、きりのいいときに帰宅してもらう。

質　　問		回　　答	
質問者	内　　容	答弁者	内　　容
	員の安全も重要であり、そういった注意はしているのか。		
		教育部副部長	災害対応が長期になってくると、各段階で多岐にわたる業務が発生してくるので、優先順位を付けて、必要なものから対応していきたい。
		〃	先ほどの次田委員の早急に要領を見直してほしいということについては、策定したのが２００９年であって、必要に応じて適宜見直しをしている。これからも、教育委員会主導の下、更新していく。
17:09	以上		